第３４回農業委員会総会議事録

１．開催日及び場所

（１）開催期日　　令和８年９月２４日（木）

（２）開会時刻　　９時１５分

（３）閉会時刻　　１０時２０分

（４）開催場所　　津和野町役場　津和野庁舎　増築棟　第１・２会議室

２．出席状況

（１）出席委員

〇農業委員

２番委員　森元　健一　　４番委員　三家本雅夫　　６番委員　岩本　学

７番委員　齋藤　泰彦　　８番委員　前田　生敏　　９番委員　青木　暢大

１１番委員　林　　靖登

〇農地利用最適化推進委員

1-2 番委員　藤井　隆一　　1-3 番委員　石橋　康邦　　1-4 番委員　橘　　明子

1-6 番委員　橋本　六雄　　1-7 番委員　木村　大輔　　1-8 番委員　増成　孔也

1-9 番委員　齋藤　ミサ子　1-10 番委員　山田　喜治

（２）遅刻委員

（３）欠席委員氏名

１番委員　吉田　茂　　３番委員　永田　京子　　５番委員　有田　和将

１０番委員　田中　聖司　　1-1 番委員　村上　嚴雄　　1-5 番委員　御手洗　剛

（４）その他出席者

（議事に参与した者の職氏名）

農業委員会事務局長　　山下　泰三

農業委員会事務局　　村上　宏志

しまね農業振興公社　　―

３．提出議案内容

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請の承認について

申請番号 8-272 号

議案第２号　農地放題５条第１項の規定による許可申請の承認について

申請番号 8-276 号

議案第３号　地籍調査に伴う地目変更の同意願について

報告第１号　農用地利用集積等促進計画の公告について

報告第２号　農地法施行規則第 29 条第１項第１号に係る届出

報告第 8-289 号

４．議事進行及び顛末

事務局	只今から第 34 回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。先ずもって、案内文書の開催場所が誤っておりまして大変ご迷惑をおおかけいたしました。それでは、林会長の挨拶をお願いいたします。
会長	改めましておはようございます。秋作業についてはほとんど終えられた方もおられると思いますが、長雨のため延び延びになっておられる方もおられるかと思います。うちの法人もあと 6 町程度残っており、久しぶりの天気ですので早く作業に取り掛かりたいと気が焦っていますが、本日も慎重な審議をお願いします。以上です。
事務局長	総会成立宣言ですが、本日は、農業委員の吉田委員、永田委員、有田委員、田中委員より欠席の報告を受けています。農業委員 11 名中７名が参加されており、農業委員の過半数を超えています。従いまして、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項の規定により本総会が成立していますことを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。
会長	それでは、議事録署名者を指名します。７番齋藤委員さん、８番前田委員さんよろしくお願いします。 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の承認について
会長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-272 号を審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-272 について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・ 現地確認の報告については、担当地区委員の永田委員さんが本日欠席のため事前に報告書の提出を受けていますので読み上げて報告させていただきます。
報告書	「本来ですと出席して報告するところですが所要のため出席がかないませんので書面にて報告いたします。現況調査ですが、所有権の移転ということで、令和 8 年 9 月 15 日午後 5 時半より譲受人の●●さんと現地にて確認をしました。場所ですが、大字森村イ 504 番、地目は畑、面積は 85 ㎡、剣玉神社のすぐ下の傾斜地に面積の少ない小さな畑が段々にある場所になります。申請の地番は現在耕作の痕跡はございませんが、草刈り管理が行われている状況です。譲渡人の●●さんについては、20 年位前までは津和野町で工務店を経営されていましたが、現在は山口市に在住されております。譲受人の●●さんにつきましては、●●さんの津和野の家を長年借りておられ、この度購入をされて申請地の畑も合わせて購入されること

	になりました。この畑は●●さんの母さんの代までは耕作がされていたそうです。面積も小さく傾斜地でありますが、せっかく譲り受けた土地でありますので有効に活用したいと●●さんは言っておられました。見晴らしの良い場所で隣接する家もなく周辺への影響は無いかと思います。審議の程よろしくお願いします。」以上です。
会長	ありがとうございました。それでは質疑を受けます。
会長	質疑ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-272 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-272 号は原案通り承認されました。 議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」
会長	続いて、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-276 号を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-276 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地調査の内容について担当地区委員の岩本委員さんお願いします。
岩本農業委員	現地を商工観光課課長と確認しましたので報告いたします。申請地の周辺は SL の撮影者とのトラブルが多かった場所で、線路や田んぼに入ったりする事例が多くあります。地元からも苦情が結構出ていました。現場を見に行ってきたところきれいな土地なので、ステージは設置できると思います。周辺には財間酒場の土地もありますから、こちらには入らないように対処する必要はあるので、看板等の設置もしてトラブルの無いようにしてもらえたら良いかと思います。3 年間の期間ではありますが効果があることを期待しています。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは質疑を受けます。
会長	質疑ありませんか。
三家本農業委員	ステージの材質は何なりますか。木材だとか非木だとかですが。
事務局	設計書の方に字が小さいですが鋼製と書かれていますので、鋼材を用いたステージになるかと思われます。
会長	その他ありますか。
木村推進委員	使われていない場所はどうなりますか。

事務局	今回は一部を借り受けての一時転用となります。必要な部分のみ借り受けていますので、その他の場所は借り受け対象外となります。
木村推進委員	その間の耕作はどうなりますか。
事務局	現在、申請地は遊休農地となっていますが、耕作を再開する場合、残った土地については耕作可能です。所有権移転の際には必要な部分について分筆してからの申請を受け付けていますが、今回は一時転用のため分筆はせずに一部分の借り受けとしています。
会長	その他ありますか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-276 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第１号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 8-276 号は原案通り承認されました。 議案第３号「地籍調査に伴う地目変更の同意について」
会長	議案第３号「地籍調査に伴う地目変更の同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、「地籍調査に伴う地目変更の同意について」説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	それでは、議案第３号について質疑を受け付けます。
委員	なし
会長	質疑無ければ、議案第３号「地籍調査に伴う地目変更の同意について」は同意するということでよろしいか。
委員	はい。
会長	続いて、報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画の公告について」事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画の公告について」報告をさせていただきます。 ・・・報告事項説明・・・
会長	ありがとうございました。何か質問がありますか。
委員	無し
会長	続いて報告第２号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る届出」について説明をお願いします。
事務局	それでは報告第２号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る届出」について説明いたします。

	・・・報告事項説明・・・ 現地確認を三家本委員さんがされていますので、三家本さん何かあればお願いします。
三家本農業委員	昨日、もう一度現地を見に行きました。4-9 ページに写真がありますが、耕作道の右側が川で反対側が溝のようになっていますが、今は畔を成形していました。申請者はお父さんですが、実際にやるのは息子さんで、息子さんも足が悪いので自走用の草刈り機も用意されたそうです。
会長	何か質問ありますか。
委員	無し
会長	本日提案された議案は以上でございます。